

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

- 住所(東京) :〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001
- 沖縄連絡先 :池宮城紀夫(弁護士) 沖縄県那覇市樋川1-16-38 那覇第1法律事務所
- 電話・ファックス :03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)
- メール :kusanone@world.ocn.ne.jp
- ホームページ :http://www.kusanone.org
- 郵便振替口座 :00190-5-611535 (カンパ随時大歓迎)

なくすべき米軍基地は132? 204?

地位協定による3分類のフリー百科事典では、防衛省資料の基地数より72多い204

米軍基地の隠された実像に迫ろう!

米軍基地の事実を知ること2—連載「米軍基地なくす力を」第3回



普天間基地野嵩(のだけ)ゲート前で連日抗議し続ける人々

米軍基地問題についての本土国民の関心はかなり低いものがあります。米軍基地は沖縄に74%あると言う神話もあります。沖

縄に同情的なマスコミが善意でこの神話を堂々と繰り返し宣伝しています。また、防衛省や米軍のホームページでも74%という

数字が躍っています。この神話はいいかえれば、「本土米軍基地 26%神話」ということもできるでしょう。

「本土米軍基地 26%神話」

本土に 26%しか基地がないとすれば、日本の基地問題はイコール沖縄米軍基地問題である、ということになります。そうすると、本土の国民は、「沖縄には気の毒だが、米軍基地問題は自分たちの問題ではない」と考えるのはある意味では当然でしょう。そういう本土国民の気分が意識的に作られて来たと思われまます。沖縄県を含む日本全体が基地国家であり、著しく主権が侵害されているにもかかわらず、本土国民が自分の問題として立ち上がらなければならないという意識を眠りこませているからです。しかし、事実は「本土米軍基地 26%神話」と全く違うのではないかと強く疑わせる資料があります。

本土に基地数で 81.9%、面積で 77.3%

フリー百科事典ウィキペディアによると「在日米軍」の基地数は 204 ですが、防衛省の資料では 132 です。フリー百科事典によると、そのうち本土が 167 基地（全国の 81.9%）を占めており、沖縄県には 37 基地（実に全国の 18.1%）が極端に集中しています。

（フリー百科事典はホームページによる 2008 年現在。『沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）』が依拠している数字は沖縄防衛局資料 2008 年 3 月末現在のもの。1 基地減って 132 というのが防衛省ホームページ資料）

基地面積でみると、全国 1,027,049 千㎡（100%）、本土 794,116 千㎡（全国の 77.3%）、沖縄県 232,933 千㎡、（全国の 22.7%）国土面積の 0.6%の沖縄県に 22.7%

と 4 分の 1 近くの面積で米軍基地が居座っていることは、極めて異常で差別的なことです。

フリー百科事典の基地数と面積は、在日米軍地位協定による在日米軍の 3 種類の存在形態に分類した数字です。

地位協定では、次の 3 つの類型で基地（「施設及び区域」）を日本が米軍に提供しています。これらは類型はどうであれ、すべて米軍基地です。

I 一般米軍基地（「施設及び区域」）（地位協定第 2 条 1 項 a）

II 米軍管理下自衛隊臨時利用可能基地（「施設区域」）（地位協定第 2 条 4 項 a）

III 自衛隊管理一定期間米軍使用基地（「施設区域」）（地位協定第 2 条 4 項 b）です。

ところが、防衛省（かつては庁）資料は、地位協定に基づいた 3 分類でなく、恣意的（気ままに自分勝手なさま。論理的な必然性がなく、思うままにふるまうさま [goo による]）に、「米軍専用施設」と「米軍一時使用施設」に 2 分類にしています。そして、重大な基地数についても恣意的に、フリー百科事典より少なく表示しています。

防衛省の「専用施設（基地）」はいか減

防衛省の基地分類では、II の米軍管理下自衛隊臨時利用可能基地（「施設区域」）（地位協定第 2 条 4 項 a）は出てきません。

「専用基地」に含めていると思われます。（「専用施設」はフリー百科事典では I 類型）。II 類型（フリー百科事典では「共同利用施設」と名づけられています）に入る本土のもっとも重要な基地群である基地例えば、三沢基地、横田基地、厚木基地、横

須賀基地、岩国基地、佐世保基地なども I 類型「専用基地」に入れています。

沖縄県内基地分類は、フリー百科事典の表現では、「専用施設」25、「共同利用施設」8、「一時利用可能施設」4と、3分類されていますが、防衛庁沖縄防衛局は、「専用施設」33、「一時使用施設」5、と2分類しています。合計全体の米軍基地「施設」34としていますが、数が合いません。

防衛省は、2分類している一つの類型「自衛隊管理一定期間米軍使用基地」（「施設区域」）（地位協定第2条4項b）は64基地（「施設」）としています。フリー百科事典では119基地です。55基地も少なく表示しています。

I II III各類型すべてが米軍基地である以上、防衛省は、204基地でなく132基地である根拠を示さなければなりません。防衛省のまたしても「恣意的」としか表現しようのない基地統計では、例えば、北海道は18基地としています。フリー百科事典では43基地で沖縄県の37基地を超えます。米軍基地面積でも北海道が1位で沖縄県は2位です。

日本政府が外国政府の権力そのものといえる外国軍に日本の領土の提供使用を認める以上、ただ1つの基地でも主権にかかわる重大問題です。

防衛省は全「個々の基地協定」を国会に公表を

日米合同委員会で取り決めた日米地位協定による個別協定（「個々の施設及び区域に関する協定」）が存在するはずですが。もし、この204の米軍基地について取り交わされている「個々の施設及び区域に関する協定」が、仮に公表されていないとしたな

らば、防衛省は、国会に報告し公表すべきです。

事は、日本の主権にかかわる基地（「施設及び区域」）の外国軍使用に関わる重大な問題であるからです。

沖縄県民と本土国民の団結を妨げる神話

沖縄米軍基地 74%神話＝本土米軍基地 26%神話は、本土国民の意識を眠りこませると同時に、沖縄県民には、「基地が74%も集中しているのに他の都道府県民は私たちの苦しみを理解してくれない」という感情にもなっています。このようにして、この神話も、本来団結して主権回復のためにかたく連帯して闘うべき沖縄県民と本土国民を互いに反発しあう関係にする1要因になっています。

結果としては、沖縄県民と本土国民が分断され、力を合わせて、共に闘うと言う本土と沖縄の連帯した闘いが阻害されて来たのです。

仮に、たとえ沖縄県に基地が1%しかなかったとしても、主権の確立＝真の独立を求める歴史の進歩の立場からすれば、その1%は許されるものではありません。沖縄県と本土の基地の比率は、重要なことですが、それより重要なことは、日本のどの都道府県であれ、海空を含む基地は許されないと言う独立の意識、それは違憲の基地を許さないと言う憲法実現の意識でもありますが、それが、日本国民に強く求められるのです。

基地堅持勢力である米日政府が、何よりも恐れている本土沖縄の固い連帯した闘いを作るためにも、日本・沖縄全体の米軍基地の実像全体を陸だけでなく空と海も含めて正確に公表させ、事実真実を知る闘いが求められます。（平山基生）